

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第3項の規定により、本日から1週間の期間で利害関係人の意見を聴取します。

令和8年2月25日

[農用地等一覧]

No	市町村名	大字	字	地番	貸借期間
1	登米市	米山町	水門前	49	10年
2	登米市	米山町	川前	10	10年
3	登米市	米山町	川前	11	10年